

岐阜市における宿泊税の制度案について

令和6年12月27日(金)

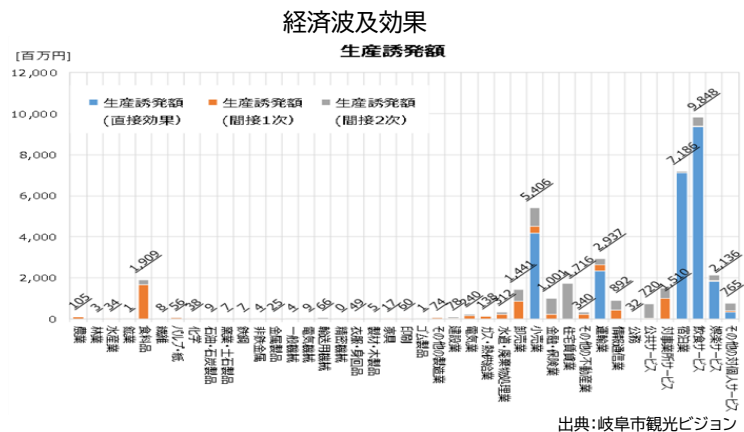
ぎふ魅力づくり推進部

目 次

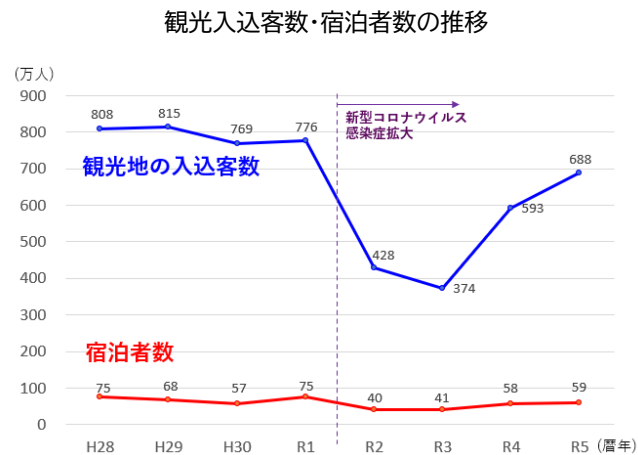
1 岐阜市の観光を取り巻く状況	3
2 観光振興検討委員会の設置	4
3 宿泊税の制度概要	5
4 活用スキーム案	10
5 導入スケジュール	10

1 岐阜市の観光を取り巻く状況

岐阜市には、長良川や鶯飼、金華山・岐阜城に代表されるように歴史・伝統文化と美しい自然や景観が織りなす多くの魅力にあふれています。市では、「岐阜市観光ビジョン」に基づき、官民連携のもと、市民の宝でもあるこれらの観光資源の保存・活用を図りながら、様々な観光振興に取り組んでいるところですが、人口減少や少子高齢化の進展による地域の経済産業活動の縮小が懸念される中、裾野が広く様々な産業に経済効果が波及し、交流人口の拡大や地域経済の活性化に貢献する観光振興の重要性はますます高まっています。



一方、岐阜市の観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のダメージからは回復基調にあるものの、持続可能な観光まちづくりを推進していく中で、コロナ禍を経た旅行者ニーズの多様化など観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、観光振興への取り組みを一層強化・拡充していく必要があります。



また、市の財政面においても、人口減少に伴い大きな税収増が見込めない中、社会保障関係費の支出増加などにより財政面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

将来にわたり観光振興の強化・拡充策を継続的に展開していくためには、従来の財源に頼らない新たな安定的な財源を確保していく必要があります。

2 観光振興検討委員会の設置

このような中、岐阜市において観光振興施策に関する調査及び審議を行う機関として、令和5年4月に「岐阜市観光振興検討委員会」を設置しました。

委員会では、「持続可能な観光まちづくりを推進していくための取り組みの方向性および財源確保の方策」について市の諮問を受け、宿泊、交通といった本市の観光産業に携わる各事業者や学識研究者など多様な委員の視点で意見を交わすとともに、様々な調査、課題整理等に基づく検討を詳細かつ効率的に進めるため、委員会内に「財源検討部会」を設け検討を進められました。

まず、岐阜市の観光を取り巻く状況を踏まえたうえで、将来に向け持続可能な観光まちづくりを推進していくための取り組みの方向性として、「観光ビジョンの実現に向け、市民の宝である鶯飼や岐阜城を基軸とした『本物志向の観光まちづくり』に継続的に取り組むとともに、様々な観光振興策を強化・拡充していく」ものとされました。

次に、そうした取り組みを推進していくための新たな観光振興財源について検討され、地方公共団体の各特定財源の検証、先行して宿泊税を導入している自治体の事例をはじめ、市内宿泊事業者へのアンケート調査や観光に関連する様々な事業者からも聞き取りを実施しながら議論を重ねられ、岐阜市において「宿泊税が最も適当、かつ早期導入を図ることが肝要」との答申および宿泊税の制度案を記した報告書を取りまとめられました。

〔 会議の開催状況 〕

開催日	開催回・会議名	議事
令和6年(2024年) 4月10日(水)	第1回 観光振興検討委員会	・諮問 ・岐阜市の観光施策の現状について ・今後の取組みの方向性及び財源の候補について ・今後の検討の進め方について
	第1回 財源検討部会	・今後の部会の進め方について
5月22日(水)	第2回 財源検討部会	・財源確保策の整理
6月28日(金)	第3回 財源検討部会	・財源確保策の整理(宿泊税の検討)
7月19日(金)	第2回 観光振興検討委員会	・財源検討部会からの報告 ・今後の検討の進め方について
	第4回 財源検討部会	・宿泊事業者向けアンケートについて
8月29日(木)	第5回 財源検討部会	・宿泊事業者向けアンケートの集計結果 ・宿泊税の制度案について
10月28日(月)	第3回 観光振興検討委員会	・宿泊税の制度案について
12月18日(水)	第4回 観光振興検討委員会	・宿泊税の制度案について ・答申案について
12月24日(火)	答申	

市では、観光振興検討委員会の答申を受け、早期に観光振興の新たな財源を確保していくために、速やかに宿泊税の導入に向けた制度設計を行ったところです。

3 宿泊税の制度概要

○宿泊税とは

宿泊税は、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する法定外目的税^{*1}です。法定外目的税は、地方税法に定める税目以外で、地方公共団体の条例に基づき課することができるもので、普通税と異なり、地方交付税の基準財政収入額の算出に関係しない税であることから、特定の目的以外に使われず財源を確保できる効果的な方策として、2000年の創設以来、導入する動きがみられます。

そのうちの宿泊税は、観光振興に充てる財源として、令和6年12月時点で東京都をはじめ10の自治体で導入されています。他にも、令和7年1月からは愛知県常滑市で導入され、岐阜県内でも高山市と下呂市で令和7年10月から導入が予定されているなど、多くの自治体で検討されています。

*1) 地方税法に定める「法定税」以外に、自治体の条例により新設する税目のこと。
使い道があらかじめ定められ、特定の目的のために課税される。

【宿泊税を導入している自治体】（令和6年12月時点で10自治体）

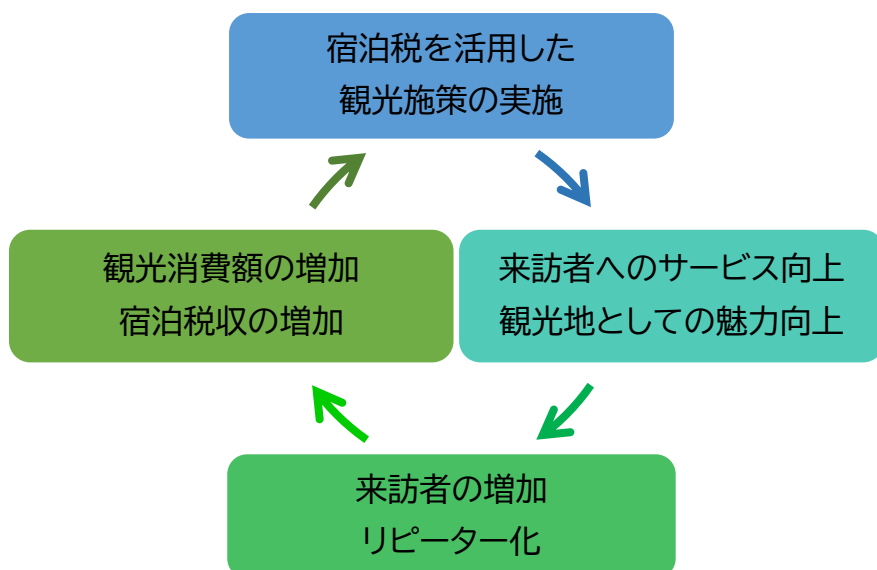
都道府県：東京都、大阪府、福岡県

市町村：京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町

○宿泊税の効果

宿泊税によって一定水準の収入を安定的に見込むことができることから、これを活用して効果的な観光施策を展開することで、来訪者へのサービス向上や観光地としての魅力向上を図り、国内外からの交流人口を増やします。また、宿泊者の増加により宿泊税収も増加し、それを新たな観光施策の財源とすることで、好循環サイクルが生まれ、これまで以上に岐阜市の魅力が高まり、地域経済の活性化ひいては持続可能な観光まちづくりにつながることを期待されます。

〔 宿泊税の導入による好循環サイクルのイメージ 〕



○宿泊税の制度案

岐阜市において、観光振興検討委員会の検討を踏まえ、導入を目指す宿泊税の制度案は以下のとおりです。

課税客体	市内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設)への宿泊行為
納税義務者	料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者
税収規模	約1.3億円
使 途	・観光資源の創出 ― 魅力向上事業 ― ・観光客に選ばれるまち ― 誘客促進・プロモーション事業 ― ・何度でも訪れたくなるまち ― おもてなし向上事業 ― ・非常時等への対策事業
税 額	1人1泊あたり 200円
課税標準	宿泊数
免税点	なし
課税免除	・年齢12歳未満の者 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の行事として行われる旅行に参加する者
特別徴収義務者交付金	納期内に納入された税額の2.5%
特別徴収義務者への支援	システム改修の実情に応じた支援(補助)のあり方を検討
徴収開始日	令和8年4月1日から
制度の見直し	条例施行後、3年ごとに行う

○納税義務者及び税額

・納税義務者

→岐阜市内のホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設への宿泊者

・税額

→1人1泊あたり200円

・想定する税の使途(魅力向上に資する事業、誘客促進・プロモーション事業、おもてなし向上事業、非常時への対策事業)に対応可能な税収規模を確保するとともに、宿泊料金の実質的な値上げ感への配慮、納税者である宿泊客にとっての分かりやすさや徴収事務を担う宿泊事業者の負担等を考慮し、宿泊料金によらず一律200円の定額制とします。

・課税免除

→12歳未満

・学校教育法第1条に規定する学校の行事として行われる旅行の参加者

※入湯税の制度に合わせることにします。

○税収見込み及び使途

・税収見込み

→約1億3,000万円

・令和5年の岐阜市の延べ宿泊者数を約70万人として試算

・使途(税制度の運用にかかる経費は除く)

→・観光資源の創出 — 魅力向上に資する事業 —

・観光客に選ばれるまち — 誘客促進・プロモーション事業 —

・何度でも訪れたいくなるまち — おもてなし向上事業 —

・非常時への対策事業

※原則として、岐阜市及び公益財団法人岐阜観光コンベンション協会が行う観光振興に関する新規・拡充事業

〔 事業イメージ 〕

観光客に選ばれるまち — 誘客促進・プロモーション事業 —

・国内外プロモーションの強化

WEB広告を含む広告掲載の拡充

メディアやインフルエンサー招聘による情報発信 など



・MICE誘致の推進

誘致活動の強化

支援事業の拡充



・観光コンベンション協会(地域DMO)の組織体制の強化



・市内観光客に対する動向調査の実施



観光資源の創出 — 魅力向上事業 —

・ナイトタイムエコノミーの推進

岐阜城パノラマ夜景、ぎふ灯り物語の拡大

夜の繁華街のPR促進



・新たな魅力スポット、観光資源の創出



何度でも訪れたくなるまち ― おもてなし向上事業 ―

・シェアサイクル事業の充実



・観光客受入環境整備への補助



・観光案内所機能の強化



・観光人材の育成



非常時等への対策

・社会状況やニーズの変化に機動的に対応するための基金への積み立て



感染症等への対応



インバウンドへの対応



観光施設の災害復旧

〇徴収に関する事項

・徴収方法

→ 特別徴収

・徴収の実効性確保や効率性の観点から最も合理的な方法として、
宿泊施設の事業者(特別徴収義務者)が、宿泊者(納税義務者)から宿泊料金と
あわせて宿泊税を徴収し、岐阜市へ納入していただきます。

〔 宿泊税特別徴収のイメージ 〕



・特別徴収義務者

→①旅館業法の許可を受けて営業するホテル、旅館、簡易宿泊所の経営者

②住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業(民泊)を営む方

- ・宿泊行為に対して課税する税金であるため、宿泊施設となるホテル、旅館、簡易宿泊所及び民泊の経営者を特別徴収義務者とします。
- ・特別徴収義務者の住所等が岐阜市内にない場合には、宿泊税の納入に関する事務を処理させる納税管理人を設定していただきます。
- ・宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、地方税法第733条に基づき、特別徴収義務者が宿泊税に係る帳簿の記載や保存の義務に違反した場合の罰則規定を設けます。

※市内の特別徴収義務者数（令和6年12月10日現在）
①旅館業法の届出施設(市保健所への届出)・・・102施設
【内訳】旅館・ホテル：80施設 簡易宿所：22施設
②住宅宿泊事業法の届出施設(県への届出)・・・ 14施設

・特別徴収義務者への交付金

→納期内に納入された宿泊税額の2.5%

申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図る目的で、宿泊税納入額に2.5%を乗じた金額を特別徴収義務者へ交付します。

○制度全体に関する事項

・徴収開始日

→令和8年4月1日

- ・宿泊税を効果的に活用するため、できるだけ早期の徴収開始を目指します。

・制度の見直し

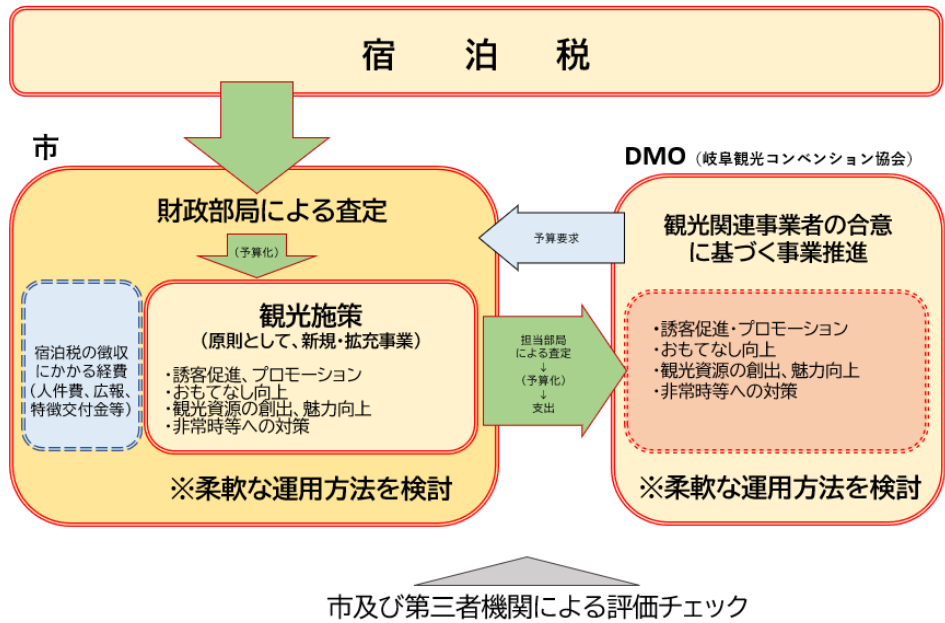
→3年ごとに見直します

- ・短いサイクルで検証を行うことにより、社会情勢の変化等に的確に対応し、より効果の高い制度運用を図るため、制度の導入後3年ごとに見直しを実施します。

4 活用スキーム案

宿泊税の活用にあたっては、原則として岐阜市及び公益財団法人岐阜観光コンベンション協会が行う観光振興に関する新規・拡充事業に充てることとします。

また、社会情勢等に応じ効果的な運用を図るため、一定のルールのもとでの柔軟な運用方法の検討とあわせ、適正な運用を担保するための評価チェック体制を構築します。



5 導入スケジュール

新たな観光振興財源として宿泊税を効果的に活用するためには、できるだけ早期に導入を図る必要があります。そのため、現在の制度案についてパブリックコメントを実施し広く意見を聴取した後、令和7年3月の市議会への条例案提出を予定しています。

その後、総務大臣の同意を受けるための協議を行い、宿泊者等への制度の周知及び宿泊事業者の準備等にかかる期間を経て、令和8年4月からの課税開始を目指します。

2024(令和6)年度				2025(令和7)年度												2026(令和8)年度		
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
	パブリックコメント		宿泊税条例案提出 (3月議会)	総務大臣協議 ⇒ 同意			制度周知										宿泊税課税開始 (4/1)	
							宿泊事業者の準備期間 (宿泊事業者向けの徴税事務説明等)											

